

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成29年4月定例会

- 《1 期 日》 平成29年4月26日（水）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時45分
- 《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長
皆川 準一 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
住石 英治 委員
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長
小川 宏宜 生涯学習部副参事
山田 圭子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
後藤 由美 教育総務課長
青木 真也 生涯学習推進課長
市村 昌子 学務保健室長
三石 宏 文化・スポーツ課主幹
大関 克由 青少年センター所長
立野 晃 郷土資料館長
崎田 浩史 教育総務課主幹
関 正人 教育総務課副主幹（事）教育総務係長

《5 議案事項》

議案第1号 鎌ヶ谷市学区審議会委員の委嘱について

議案第2号 鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第3号 鎌ヶ谷市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第4号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 平成29年度 生涯学習推進基本方針について

報告第2号 平成29年度 鎌ヶ谷市青少年センター活動方針について

報告第3号 第9回とっこめ桜まつりについて

報告第4号 鎌ヶ谷のあゆみ（4訂版）の刊行について

報告第5号 5月の行事予定

報告第6号 学校の近況報告について（指導）

報告第7号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教育長

本日の出席委員は4名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会を開会します。

本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「学校教育課学務保健室長」「文化・スポーツ課主幹」「青少年センター所長」「郷土資料館長」の出席を、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。

本日の定例会の会議録署名委員については、皆川教育長職務代理者を指名します。

本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項4件」「報告事項7件」です。
よろしく、ご審議の程お願いいたします。

教 育 長 議案第1号の審議に入ります前に、
議案第1号「鎌ケ谷市学区審議会委員の委嘱について」、
議案第2号「鎌ケ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」、
議案第3号「鎌ケ谷市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、
人事案件であります。

これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

教 育 長 議案第1号から議案第3号までを「非公開」とすることにご異議は
ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議がございませんので、議案第1号から議案第3号までを「非
公開」といたします。

《これより非公開》

議案第1号「鎌ケ谷市学区審議会委員の委嘱について」、議案第2号「鎌ケ谷市生

涯学習審議会委員の委嘱について」、議案第3号「鎌ヶ谷市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教 育 長 次に、議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」事務局の説明をお願いします。

学務保健室長 議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、平成29年4月3日付で千葉県より「要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）の予算単価及び補助限度額単価」の改正について通知があったことを受け、これを契機として、鎌ヶ谷市においても、平成29年度より、「中学校入学準備学用品費等」及び「新入学児童生徒学用品費等」の支給単価を増額改正しようとするものでございます。

改正後の支給単価でございますが、小学校に係る費用はこれまでの20,470円から40,600円へ20,130円の増額、中学校に係る費用は、これまでの23,550円から47,400円へ23,850円の増額となります。

また、平成28年度末に、「中学校入学準備学用品費等」として、23,550円の支給を受けた保護者に対しては、平成29年度にその差額23,850円を支給いたします。

予算措置につきましては、当面は平成29年度当初予算の中で対応し、就学援助費の予算全体に不足が生じることが見込まれた場合には、流用等に対応したいと考えております。

教 育 長 これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆川委員	対象者は何人いますか。
学務保健室	現在、資料をもちあわせておりませんので、後ほどご報告いたします。
皆川委員	この支給額で足りているのでしょうか。
学務保健室長	入学時に準備するものは、文部科学省の調査によると、小学生については4万円程度、中学生については10万円以上かかる場合があると発表されております。
皆川委員	この金額は国が改正したのですが、鎌ヶ谷市で審査などはしないのですか。
学務保健室長	<p>就学援助費の支給単価につきましては、要保護及び準要保護の両方に対する国の補助金があった時代には、市が負担する額の2分の1が補助単価となっており、それを見越した補助金の数値となっております。</p> <p>鎌ヶ谷市につきましては、これまでも国及び千葉県等の補助金の通知をもとに、鎌ヶ谷市の支給単価を決めております。</p>
皆川委員	今後、制度の見直しを検討するお考えはありますか。
学務保健室長	要保護に関しては、生活保護費から新入学の準備金が別途支給されております。準要保護に関しては、準備負担費用の一部を支援する制度となっております。準要保護に関しては一律の金額にすることは難しいと考えておりますので、当面は、一部の支援という内容で制度の継続を考えております。
皆川委員	他市ではプラスアルファで支給しているところがあります。どこの市かご存知ですか。

学務保健室長	市川市が、学用品費に上乘せしています。
皆川委員	担当として、どのように思いますか。
学務保健室長	鎌ケ谷市もできたらよいと思いますが、この部分だけというわけにはいきません。市全体を考えると扶助費が増えておりますし、児童生徒の安全の確保にも非常に多くの予算が充てられておりますので、今後も近隣市の動向等を注視してまいりたいと考えております。
教 育 長	それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし
教 育 長	議案第4号「鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議決事項を終了します。
【報告事項】	
生涯学習推進課長	(1) 報告第1号「平成29年度 生涯学習推進基本方針について」、資料に基づき説明を行いました。
青少年センター所長	(2) 報告第2号「平成29年度 鎌ケ谷市青少年センター活動方針について」、資料に基づき説明を行いました。
文化・スポーツ課主幹	(3) 報告第3号「第9回とっこめ桜まつりについて」、資料に基づき説明を行いました。
郷土資料館長	(4) 報告第4号「鎌ケ谷のあゆみ(4訂版)の刊行について」、資料に基づき説明を行いました。

各所属長	(5) 報告第5号「5月の行事予定について」、資料に基づき説明を行いました。
学校教育課長	(6) 報告第6号「学校の近況報告について(指導)」、説明を行いました。
副参事	(7) 報告第7号「学校の近況報告について(管理)」、説明を行いました。
教育長	本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成29年5月10日

教育長 皆川 征夫

教育委員 皆川 準一

作成者 関 正人